

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略 第5条 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。))であって規則で定めるものを含む。)を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略 第5条 省略 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1082 2074 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市長</td> <td>介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(以下「介護サービス等利用者負担軽減事務」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの	2	市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(以下「介護サービス等利用者負担軽減事務」という。)であって規則で定めるもの	3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
	執行機関	事務											
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの											
2	市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(以下「介護サービス等利用者負担軽減事務」という。)であって規則で定めるもの											
3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する											

		ための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事務(以下「地域生活支援事業事務」という。)であって規則で定めるもの
4	市長	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)により本市が処理するとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務(以下「兵庫県心身障害者扶養共済制度事務」という。)であって規則で定めるもの
5	教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(昭和63年三田市教育委員会規則第7号)による私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの

別表(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

別表第2(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

2	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)による改良住宅の管理又は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (4) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

			(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)による改良住宅の管理又は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (4) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (8) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

4	市長	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者	(1) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (2) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの

			報」という。)であって規則で定めるもの (9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者	(1) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (2) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの

		支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
8	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
8	市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	(1) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金に関する情報であって規則で定めるもの (10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障

			<p>害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの</p>
10	市長	介護サービス等利用者負担軽減事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
11	市長	地域生活支援事業事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

12	市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度事務であつて規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
----	----	------------------------------	--